

イギリスの教育課程

イングランドにおける教育課程、授業時数及び新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業における学習指導

植田みどり

(国立教育政策研究所)

●教育課程の基準

- ・全国共通教育課程（National Curriculum）
- ・1988年教育改革法に基づき全国共通教育課程を導入。教育課程の基準として教育大臣は定める。学校は、全国共通教育課程の枠組みの下で、学校の特性を考慮して教育課程を編成する。
それ以前は、1944年教育法で宗教教育のみ義務化。教育課程は地方当局（実質は学校）が定める。
- ・「学校及び社会における児童生徒の精神的、道徳的、文化的、知的及び身体的発達を促進すること、成人になってからの機会、責任及び経験に向けて児童生徒に備えさせることを基本として、均等のとれた幅広い内容のものでなければならない」と全国共通教育課程の基本的性格を規定（2002年教育法第78条）
- ・全国共通教育課程の遵守義務は、公立学校、公営学校のみ（公営独立学校及び独立学校はなし）

●全国共通教育課程

- ・学習プログラム（programmes of study）と到達目標（attainment targets）から構成

学習プログラム

：児童生徒に対して教えるべき知識、技能、理解の内容について、教科ごとに各キーステージにおける到達目標に基づいた基本的な指導内容を記述

ただし、内容の具体的な教授方法や教科書などの教材については示されていない

到達目標

：多様な能力や発達段階の異なる児童生徒ごとに、学習プログラムが示す内容について、各キーステージの終了時まで習得することが期待される知識、技能、理解力について記述

2013年以降、各キーステージの終了時に、児童生徒が当該プログラムに示される事項、スキル及び手順、方法について習得することが期待されるものとして記述

（以前は、教科ごとに、習熟度に応じてレベル1～8までの8段階と例外レベルの水準が示されていた）

●教育課程の構成

キーステージ		KS1	KS2	KS3	KS4
年齢		5-7	7-11	11-14	14-16
学年		1-2	3-6	7-9	10-11
中核教科	英語	●	●	●	●
	算数・数学	●	●	●	●
	理科	●	●	●	●
基礎教科	美術・デザイン	●	●	●	●
	市民科			●	●
	コンピューティング	●	●	●	●
	デザイン・技術	●	●	●	●
	外国語*1		●	●	●
	地理	●	●	●	●
	歴史	●	●	●	●
	音楽	●	●	●	●
	体育	●	●	●	●
その他の必修教科	宗教	●	●	●	●
	性教育			●	●

*1：KS2では外国語、KS3では現代外国語となる。

- ・1988年当時は、10教科
- ・1995年から、「情報教育（Information and Communication Technology, ICT）」の設置
*2013年から「コンピューティング」に名称変更
- ・2000年から、市民性教育（Citizenship Education）の設置。中等学校のみ必修教科に
- ・各学校が次の3つ項目で教育課程を編成
 - ①全国共通教育課程に規定された教科
 - ②全国共通教育課程に規定されていないが指導が義務づけられている教科
 - ・宗教教育
 - ・性教育
 - ・人格形成、社会性、健康教育（Personal, Social, Health and Economic Education, PSHE）
 - ③学校独自の教育活動
- ・教育課程編成に当たって、多様な視点からの特別な教育的配慮をすることが規定されている（身体的、精神的、言語的、性的、宗教的など）

（出典）DfE, The national curriculum in England Framework document, December 2014, p.7より作成

●教育課程と評価の枠組み

年齢	学年	キーステージ	学校段階	評価
3-4		Early Years		
4-5	レベプションクラス	Early Years		教員による評価（認定的な評価もある） Early Years Foundation Stage Profile
5-4	1年	KS1	初等学校	フォニックステスト
6-7	2年			全国テスト 教員による評価（英語、算数、理科）
7-8	3年	KS2		
8-9	4年			
9-10	5年			
10-11	6年			全国テスト 教員による評価（英語、算数、理科）
11-12	7年	KS3	中等学校	
12-13	8年			
13-14	9年			
14-15	10年	一部の生徒がGCSEを受験		
15-16	11年	KS4		多くの生徒がGCSEを受験、あるいはその他の資格試験を受験

(出典) <https://www.gov.uk/national-curriculum> (2020年4月3日最終確認) より作成

- ・ 学習の到達度を確認するために、全国共通教育課程テスト (Standards Assessment Test, SAT) と、教員による評価がある

・ EYFS Profile

： 就学前教育基礎課程の終了時に作成されるもので、初等学校に渡される。入学時点での児童の習得している能力を判断する

* コミュニケーションと言語

(①注意深く聞く、②理解する、③話す)

* 身体的発達

(④体の動きと手の動き、⑤健康と自己管理)

* 個人的、社会的、精神的発達

(⑥自己肯定感と自己認識、⑦感情のコントロールと行動、⑧関係性の構築)

* 言語的能力 (⑨読み、⑩書き)

* 数学的能力 (⑪数字、⑫図形・空間・長さ)

* 世界の認識 (⑬人類・地域、⑭世界、⑮技術)

* 芸術的・デザインの表現

(⑯メディアおよび情報収集と活用、⑰創造性)

・ GCSE (中等教育終了一般資格試験)

： 英語、数学、理科 + 数教科を選択

： ペーパー試験とコースワーク

： 9段階 (1～9段階、1の下にU)

4 が標準的合格 (standard pass) で、5 以上は上位合格 (strong pass)

： 国により承認された試験委員会が実施

- 学年暦
 - ・8月1日から7月31日まで（学校は一般的に9月から新学期）。学校あるいは地方当局が決定。
 - ・3学期制が基本。学期の間に長期休暇。各学期中に1回、1週間の中間休み（half term）がある。
 - ・月曜日から金曜日までの完全週5日制である。
- 授業時間
 - ・各教科ごとの規定はなし。年間課業数（session、2sessionで1授業日）及び授業日数の大枠が定められている。
380課業 = 190日授業日
 - ・授業日の、始業、終業時間、一授業日の長さ、一授業時間の長さ、休み時間の取り方は各学校が決定。
 - ・初等学校では、午前、午後と大まかに区分し、読み（literacy/phonics）、計算（numeracy）に区分している学校が多い。1週間単位で授業計画を立てる。1時限1教科とは限らず柔軟に編成されている（特に低学年）。
- 教科書
 - ・法的な規定なし。
 - ・教科書検定制度もなし。民間の出版社が編集発行するものを“text book”として使用。採択は学校が行う。電子教材も多用。
 - ・基本的に、教科書は学校の備品（無償貸与）
- 学級組織
 - ・初等学校は、基本的に全教科を一人の教員が通年で教える学級担任制（体育は専任教員を雇用する場合も）
 - ・中等学校は、同一年齢の生徒からなる学年を形成し、各学年は複数のクラスで構成される。各クラスには、担任（form tutor）が配置され、生活面及び学習面の個人的な指導を行う。
- 授業形態
 - ・初等学校は、混合能力編成（mixed ability grouping）による学級編成が基本である。英語や算数等は、習熟度別のグループ編成にした授業（セッティング、setting）による授業が主流である。
 - ・中等学校は、授業は教科担任制で行う。同一年齢の生徒で構成される指導。教科により混合能力編成もあるが、語学や数学等では、習熟度別のセッティングが行われる場合は多い。

●新型コロナウイルス感染症への対応

- ・ 3月23日から学校（公営・私立）を閉校。6月1日から一部開校（Y1、Y6）
6月1日時点で83%（6月4日時点で91%）が開校
しかし約半数の保護者が通わせないことを選択。政府も不登校に関する罰則規定を緩和。
- ・ 政府はガイドライン等の発表や必要な支援やコンテンツ、ツールキット等の情報を提供している
5月11日に教育省がガイドラインを発表
 - 就学前児童、Y1、Y6を優先的に開始（6月1日から）
 - 受験を控えるY10、Y12に一部で対面教育を開始（6月15日から）
 - 夏休み前に全ての就学前及び初等学校の児童の登校を開始
 - 開講後の感染防止策（手洗い、1学級15人以下など）

●閉校時の学校の取り組み

- ・ 閉校中も、重要職種（医療従事者、警察、農家、食品小売業者、重要職種の子どもを担当する教員など社会サービス維持のために出勤が必要な職種）及び、保護が必要な必要な子ども（社会福祉の支援や教育、健康、保護計画下にある子ども）に対しては開校
- ・ 閉校中の学校が提供する教育及び支援活動は、政府が作成するガイドラインの情報に基づきながらも、各学校の判断で行われるため、形態も内容も多様である
公営学校と私立学校の差、家庭環境でのオンライン学習への対応の差が目立つ
- ・ 教育省は、リモート学習のために情報機器（パソコン、ネット環境整備機器等）を、不利な環境にある子ども（児童保護施設等から離れた子ども、11～19歳の社会福祉の保護下にある子ども等）に提供するための支援を地方当局及びアカデミーに5～6月に提供すると発表。しかし予定通りには配分されていないという指摘もある
- ・ 社会経済的に不利益な地域や家庭の子どもたちが、オンラインへのアクセスが困難であったり、家庭での学習環境が劣悪であったり等の理由から十分な学習機会を得られず、学力の定着に差がでることが問題になっている

●参考URL

(教育課程関係)

<https://www.gov.uk/government/publications/national-curriculum-in-england-framework-for-key-stages-1-to-4>

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/381344/Master_final_national_curriculum_28_Nov.pdf

<https://www.gov.uk/government/publications/early-years-foundation-stage-framework--2>

(新型コロナウイルス感染症関係)

<https://www.gov.uk/coronavirus/education-and-childcare>

<https://www.gov.uk/government/collections/coronavirus-covid-19-guidance-for-schools-and-other-educational-settings>

<https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-school-closures/guidance-for-schools-about-temporarily-closing>

<https://www.gov.uk/government/publications/actions-for-educational-and-childcare-settings-to-prepare-for-wider-opening-from-1-june-2020/actions-for-education-and-childcare-settings-to-prepare-for-wider-opening-from-1-june-2020>

<https://www.gov.uk/government/publications/coronavirus-covid-19-implementing-protective-measures-in-education-and-childcare-settings/coronavirus-covid-19-implementing-protective-measures-in-education-and-childcare-settings>